

○ 財務省告示第十六号
平成三十一年三月三日より施行する。政府短期債券規則(平成十一年大蔵省令第六号)第十五条第一項の規定に基づき、平成三十一年大蔵省告示第十一号に定める事務取扱規則による。
國庫短期財務証券大臣麻生太郎

二 一 条 三 令
件 等を次の一とおり告示する。
三十一年十二月三日より告示する。

の法律発行の名称及び根拠そ拠
條例及項及び根拠そ拠

四 三 二 一
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によく競争は受けけるもとの規定
も加、と行「日本銀行の規定」
の者財同「といふ」
にご務時「といふ」
よと大に「といふ」
るに臣行「以下札わる。そ
行募各れ及「価」とる。
へ限國るび「れれる。」
以度債入価格競い入
下額市札格競い入

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	發		
低 行 争 非 者 特 国 入 價 額 入 價 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の	
五 万 円	五 八 十 三 百 千 七 兆 円 八 万 四 千 千 七 八 四 億 百 百 三 圓 三 千 十 二 五 百 億 四 二 十 千 四 百 万 四	額 八 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 八 三 千 兆 千 四 二 千 百 四 六 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

